

図書館史研究会事務局

藤野研究室

— 本号の主な内容 —

- ・ 最近の韓国図書館界の動向 宇治郷 毅
- ・ 『図書館史研究』第7号のご案内
- ・ 事務局より

最近の韓国図書館界の動向

宇治郷 毅

(国立国会図書館)

1. はじめに

最近の韓国図書館界の動向の中で、現在私がもっとも関心をもっているのは次の三点である。第一は、本年3月の図書館振興法の成立と4月の国立中央図書館の教育部（部は日本の省に相当）から文化部への移管であり、第二は、大学の従来「図書館学科」の名称が近年「文献情報学科」に改称されつつある点であり、第三は、韓国図書館界の機械化とネットワーク化の動向である。これらは現在大きく変貌しつつある韓国図書館界の将来の方向を決定づける重要な出来事と考えられる。ここではこのうち第一と第二の点について若干の紹介をしてみたいと思う。

2. 「図書館振興法」の成立

韓国の図書館基本法は、1963年10月28日に公布された「図書館法」に始まる。しかし、この法律は不備な点が多かったため、韓国図書館界全体の悲願としてその改正が長年にわたってのぞまれていた。そこで、1987年11月に全面的な改正がなされた。

この改正図書館法では、韓国社会の情報化、民主化、国際化の流れをうけて、

次のような新規定がもりこまれた。

- (1) 図書館の均衡ある発展と図書館機能の効率的遂行のための主要長短期政策の樹立のための諮問機関としての「図書館発展委員会」を中央に設置。
- (2) 国家次元で図書館振興政策のための財政的保障を確保するための「図書館振興基金」の設立。
- (3) 従来任意（勸奨）規定にすぎなかった国家及び地方自治団体の公共図書館設置を義務づけ、その運営費を地方自治団体の一般会計からの支出と義務づけた。
- (4) 従来一般的になされており、非能率的であった図書館協力を全国的な「図書館情報協力網」を構築することにより、資料の分担収集、相互貸借、総合目録、印刷カード制度とならんで電算化システムによる情報及び資料流通を積極的にすすめることにした。
- (5) 国立中央図書館は円滑な資料流通のため図書及び逐次刊行物に国際標準資料番号を付与する。

このような諸規定は画期的なものであり、その後の図書館界のおおいなる発展が期待されたが、なお図書館界には宿弊ともよべる解決すべき課題が残されており、その発展も遅々としたものにすぎなかった。

その問題の第一は、図書館行政の一元化の問題であった。従来、韓国の図書館は、国立中央図書館と大学・学校図書館は教育部が所管してきたが、公立公共図書館については「教育法」第52条の規定による教育長が設立・運営する公立公共図書館（市・郡・区教育庁所管の公共図書館）と地方自治団体が設立・運営する公立公共図書館（市・郡・区庁所管）があり、行政的には前者は教育部が所管し、後者は内務部が所管してきた。現在（1990年末）、全国 223の公立公共図書館のうち市・郡・区教育長が設立したものは 184館で、市・郡・区庁が設立したものは39館である。このように韓国の図書館界の中でもっとも遅れていた公共図書館にとって、図書館行政の二元化の問題がその発展のネックとなってきた。

問題の第二は、国・公立公共図書館の館長の司書職化と職員の待遇問題である。現在（1990.12）、韓国の公共図書館職員の任用現況をみると、223館の総職員 2,078名中司書資格証所持者は 218名（10.49%）にすぎず、223館中専門職司書がいらない公共図書館は30館、1人しかいない公共図書館は90館にのぼる。また、図書館長については、5級以上の公務員が館長となっている 112館中司書職が館長である公共図書館は4館であり、6級以下の公務員が館長となっている88館中司書職が館長である公共図書館は13館にすぎないという。また、現

行公務員任用令は司書職公務員の職級上限を4級に限定している。

従来、韓国の公共図書館の不振の原因の一つに館長の大部分が行政職公務員によって占められていること、また一般職員にも司書職が少ないことが指摘されてきた。これは、現行公務員任用令などにより、司書職公務員に対する昇進などの発展機会が十分に保障されていないため、優秀な専門司書が公共図書館をさけることが指摘されていた。そのため、長年にわたり、公共図書館の館長を司書職とすることの法的保証と現行公務員任用令の改正が要望されていた。

ところで、本年3月に公布された「図書館振興法」は、この間指摘されてきた問題を抜本的に解決しようとするものであった。この法律の公布により、旧「図書館法」は廃止されたが、新法は旧「図書館法」のもつ積極的な内容と精神をすべて継承しているだけでなく、新しい発展の方向を指し示すものとなっている。

新法は、1987年11月の改正「図書館法」の主要骨子であった「図書館発展委員会」、「図書館振興基金」、国家及び地方自治団体の公共図書館設立・育成義務、図書館協力網構築などはほぼそのまま継承しつつ、上に指摘されている問題を解決するために次のような措置をとり、図書館の文化機関としての機能と役割を大きくうちだすものとなっている。同時に、図書館業務の電算化・標準化及び協力網を構築して情報の利用と流通を活性化して、特に公共図書館に対する総合的な振興政策を国家次元で樹立しようとするものである。

新法はまず、いままでの図書館政策が各級学校の教育活動を補助支援する教育政策的次元で推進されてきた点を大きく転換し、公共図書館の奉仕を情報提供、生涯教育、文化活動ととらえ、なかでもその文化機能を相対的に強調して、公共図書館を国民の文化享受権伸長のための地域文化センター（地域文化総合施設）として育成・発展させることをねらいとしている。そのため、新法によって、国立中央図書館と全公立公共図書館は文化部に移管されることになった。国立中央図書館ははやくも4月に教育部から文化部に移管されたし、公立公共図書館については今後すべて地方自治団体に設立・運営を一元化し、文化部がそれを指導・支援することになった。したがって、今後、韓国の図書館は教育の補助・支援施設としての大学・学校図書館はいままで通り教育部で管掌し、国立中央図書館と公共図書館及び専門図書館は文化部によって管掌される。

次に新法は、図書館運営の専門化のため国・公立公共図書館の館長を司書職で補すこととした。これは旧法で館長は司書職又は行政職で補すとされていたのに比べ、一歩前進である。ただし、司書職の現員不足のため一定期間従前通り行政職で補することができるようになっている点と待遇改善のための公務員任

用令改正の課題が依然として残されている。

ともあれ、今後の韓国図書館界は、国家代表図書館としての国立中央図書館の機能をより拡大し、図書館情報網の確立と併せてその立場をさらに強固にするとともに、一般の公共図書館は知識・情報の提供・流通センターとしての機能と地域文化奉仕機能を兼ね備えた機関として発展を目指そうとしているようである。

(参考文献)

(1) 「図書館振興法案」提案理由.

第 152回国会『文化公報委員会会議録』大韓民国国会 第 3 号 1991. 2.

(2) 『地域文化発展のための公共図書館の役割及び育成方案に関する研究』
ソウル 文化部 1990. 12.

3. 「図書館学科」から「文献情報学科」への科名改正

韓国の大学のなかで現在図書館学科が設置されているのは30大学にのぼるが、この数年その学科名称を図書館学科から文献情報学科に改称する大学が急増している。1985年3月全南大学校（大学校は総合大学を意味する）が初めて文献情報学科に改称して以来、漢城大学校、全州大学校、中央大学校、忠南大学校、釜山大学校、全北大学校、延世大学校など15の大学が1991年3月までに文献情報学科に改称した。そして、この趨勢は当分続きそうである。

ところで、この学科名称の改正の動きは、韓国においては、1970年代初めから存在しているが、これは単なる学科名称の変更の問題だけではなく、その根本には学問名称の呼び方、意味づけ、内容の範囲をめぐる論争が横たわっていた。すなわち、「図書館学」という学名に疑問をもつ学者によって、図書館学という呼び方をやめて「文献情報学」という学名を採用すべきだという一部の学者の根強い運動があり、それが学科名称変更の運動と表裏一体になって展開されてきた経緯があった。学科名称変更の運動は既存の図書館学科の一部教授により展開されてきたが、ある時には学生までまきこんだ大きな運動となった場合もあるし、また学名改称の運動は「韓国図書館学会」という学会名称を「韓国文献情報学会」に改正しようという動きとなっておりあらわれている。

まず、この間の運動の経緯を概観してみよう。幸い手元にこの運動の中心となって活躍された延世大学校文献情報学科教授イ・チェ Chol（李載喆）氏の論文「文献情報学の学名に対する考察」（『情報管理学会誌』ソウル，7巻2号，1990）があり、その中で氏により過去の経緯がまとめられているので、ここではそのうちの主要なものを挙げる。

1970. 7 イ・ホング「図書館学の問題点：学問としての図書館学」（『図協月報』11巻7号）という論文で図書館学の学名を‘図書館運用学’とすべきと主張
1971. 5 イ・チュ Chol「文献科学と文献史の役割：‘図書館学’の学名と‘司書’の職名改称を望む」（『図書館』26巻5号）という論文で図書館学を‘文献科学’または‘文献情報学’と呼ぶことを主張
1974. 6 韓国大学図書館学科教授協議会が関係大学総長あてに‘図書館学科’を‘文献情報学科’に学科名称を変更することを求める決議文採択
1977. 3 チョン・ピルモ『文献情報学原論』刊行 文献情報学という名称を付した最初の単行本で、この学名を普及させるのに大いに貢献
1978. 3 慶北大学校大学院に「図書館・情報学科」設置される
1982. 11 韓国図書館学会に学会名称改正小委員会発足
1983. 4 韓国図書館学会が学会名称改正セミナー開催
1984. 11 韓国図書館学会 名称改正のための臨時総会開催. この総会で「韓国文献情報学会」に改正しようとする案を上程して無記名投票した結果、賛成32票、反対15票、棄権2票で可決可能線3分の2より賛成票1票たらず否決される
1985. 3 全南大学校図書館学科がはじめて学科名称を「文献情報学科」に改称
1988. 9 成均館大学校図書館学科学生達が「学科発展研究会」を組織して、学科名称改正運動展開
1989. 3 全州大学校、中央大学校、忠南大学校の各図書館学科が「文献情報学科」に改称
1990. 3 延世大学校図書館学科学生、科名改正の運動展開
1991. 3 延世大学校図書館学科、「文献情報学科」と改称
- では、このような科名改正の運動の背景となった学名としての‘文献情報学’とはどのように理解されてきたのであろうか。従来、韓国においては、‘図書館学’が学名として一般的に使われてきたし、いまでもそれは変わらない。また、韓国においては、日本におけるように‘図書館・情報学’とか‘図書館情報学’といった使い方は非常に少ない。（もちろん図書館学と情報学の関係を論じた論文・図書は多く存在するし、それが韓国の‘図書館学’にとっ

ても緊要の課題であることにかわりはないのであるが。)

‘文献情報学’なる学名は、主にチョン・ピルモ(鄭駟謨)中央大学校教授とイ・チェ Chol 教授によって提唱されてきた。チョン教授は、「文献情報学の形成論理」(『韓国ビブリオ』2号, 1974. 10)や『文献情報学原論』(1977)なる著書でその論を展開しているが、ここではイ・チェ Chol 教授の所論によって見ることにする。

イ教授は、1971年発表の「文献科学と文献史の役割: ‘図書館学’の学名と‘司書’の職名改称を望む」という論文の中で、‘図書館学’の学名について今後図書館という施設名に‘学’をつけることをやめて‘文献科学’または‘文献情報学’と呼ぶことを提唱した。すなわち、

「Library Science も‘図書館学’という直訳的な名称を止揚して、‘文献学’か‘文献科学’または‘文献情報学’の名称中一つを選んで呼ぶことを主張した。そのうち‘文献学’という用語はすでに‘philology’に対する韓国語として使っており、多義性のためにこの言葉は避けて、‘文献科学’か‘文献情報学’の中から選ぶのがよいと思う。……また‘病院学’のかわりに‘医学’，‘学校学’のかわりに‘教育学’，‘教会学’のかわりに‘神学’，‘気象台学’のかわりに‘気象学’，‘天文台学’のかわりに‘天文学’と呼ぶように、‘図書館学’も施設(institute)名をつけるのをやめ‘文献科学’または‘文献情報学’と呼ぼうとするものである。」

これに対する反論として、もし‘図書館学’という学名に‘館’の字が問題ならば‘館’の字をとって‘図書学’としたらどうかという意見があったが、この意見に対してイ教授は次のように述べている。

「しかし、現在、われわれの学問の対象が昔とは違い図書に極限しないで、非図書とコンピュータなどにおさめられたデータまでも含むためにそれに適合する言葉も図書よりも物理的に収録範囲が広く、内容面もより発展性のある‘文献’または‘文献情報’という言葉を採用して、学名は‘文献科学’または‘文献情報学’に改称したい。」(「文献情報学の学名に対する考察」p. 27)

さらにイ教授は日本で使われている‘図書館情報学(図書館・情報学)’という学名についても考察をくわえているが、これについても‘図書館情報学’が‘図書館学’と‘情報学’の統合された独自の学問とみられているにもかかわらず、その学名が並列的で二つの学問であるような構造になっているのは良くないと否定的見解を述べている。

「1960年代初期より図書館学科(学校)の教育課程に取り入れられた情報学

は、一時図書館学と並立状態にあるとみる見解が支配的であったが、最近では従来の図書館学とその分野に応用された情報学が統合改編されて一つの新しい学問体系をなす動きが始まっている。その学名が‘library and information science’と呼ばれ、日本語ではそれを直訳して‘図書館・情報学’とか‘図書館情報学’または‘情報図書館学’と呼んでいる。

この‘図書館情報学’について、田辺広編『情報図書館学用語辞典』（1984）では、「従来の図書館学に情報学を加えた新しい学問体系」と定義されており、また藤川正信は『図書館情報学ハンドブック』（1988）の中で「図書館情報学は、人間の知情意の働きによる記号化行動と、その所産としての記録、ならびにその利用に関し、科学技術の立場に基づく体系的研究を行う分野である」と定義しているし、日本の図書館情報大学の大学案内パンフレット『図書館情報大学案内』（1986）の中の「本学の理念」という文章では「図書館情報学はこの要請に対応すべく、質と量の両側面から情報の本質を解明し、情報の生産、収集、処理・加工、流通、検索、利用等の実態の分析とそれに基づく方法・手段の研究開発を図る学問領域である」と述べられている。

‘図書館情報学’という学名は、二つの学問が一つの体系に統合した新しい学問の名前としては、まして従来の図書館学が情報学を融合させて新しく体系化した学問の名前としては、あまりにも図書館学と情報学が対等に並立的に内在しているように見えてよろしくない。それはあたかも‘英語英文学’の構造と同じように感じられる。英語英文学というのは、英語学と英文学の二つの独立した学名を便宜上縮約して呼んでいるもので、結局一つの学問に統合することをめざすものではない。これに比べ、‘文献情報学’という学名は、情報学を図書館学に融合させて一元化した学問の名称として、上記藤川教授が定義した学問内容を概念化して表象した学名として妥当ではないかと思われる。」（「文献情報学の学名に対する考察」p. 12-13）

では、‘文献情報学’という場合は、その構造と意味はどうなるか。これについて、イ教授は次のように述べている。

「文献情報学という言葉は‘文献情報’という言葉に‘学’をつけたもので、文献情報を対象とする学問という意味でつけられた学名である。では、その文献情報とはいかなる意味をもつか。これについては、次の三つの解釈が成り立つ。

第一は、‘文献情報’を‘文献’と‘情報’の対等で並列的な合成語としてみる解釈である。この解釈によれば、文献情報学は‘文献・情報学’のな

かポツを省略したものとなり、‘文献学と情報学’の略称となる。

第二は、‘文献情報’を‘文献に関する情報’とみる解釈である。この解釈によれば、文献情報学は‘文献学’または‘文献分野に適用（応用）された情報学’の意味になる。

第三は、‘文献情報’を‘文献に盛られた情報’，つまり‘情報を盛った文献’または‘文献’という言葉と‘情報’という言葉が合成して生まれた第三の新しい概念をもつ言葉とみて、その概念を従来の文献がもっていた内容を拡大して図書と非図書に収録された情報は勿論，コンピュータに集積された情報までも含むものとみる見解である。この解釈によれば、文献情報学は従来の図書館学よりずっと研究対象の範囲が広い学問となる。

この解釈中、筆者は第三の解釈がもっともすぐれたものとみる。なぜかと言えば、第一の解釈はその中の一つの学名は‘文献学’であり、その学名は‘philology’か‘bibliography’の相当語としてすでに使われており、用語上の混同をもたらすおそれがあり、もう一つの学名である情報学の場合もその学名が電算科学、電気通信工学、経営学など他の分野でわれわれと違う概念と視角から使われており、その属性と他分野学問との関係で問題があり、第二の解釈はその学問が一つの応用情報学にすぎず、学問の独自性がなくなるのが問題であり、第三の解釈は、これに比して従来の‘library science’にこの分野に応用された情報学を吸収、統合した独自性をもつ学問として認めうるためである。」（「文献情報学の学名に対する考察」p. 28-29）

以上見てきたように、イ教授は‘文献情報学’を従来の‘library science’と最近この分野に応用された情報学を統合した新しい学問分野とみなし、その対象範囲も図書、非図書、データベースまでも含むものとした。また、その‘文献’と‘情報’に対する認識も日本の『図書館情報学ハンドブック』における藤川教授の定義に近いものであった。今後韓国において、このようなイ教授の‘文献情報学’論が主流となるかどうかはわからないが、少なくとも現在までの‘文献情報学科’への科名改正運動の理論的根拠であったことは確かであるし、これからも有力な理論の一つであることは間違いないであろう。

なお、イ教授の上記論文は、1990年7月の韓国図書館学会・書誌学会・韓国情報管理学会共同の学術大会での報告（「学問分類上からみた文献情報学の位相」）の序論的部分であり、本論部分である文献情報学の他の学問分野との関係、位相問題は追って発表される予定であり、稿を改めて紹介するつもりであ

る。その際、学科名称変更にもなうカリキュラムの変化、問題点などについても考察してみたい。

(参考文献)

- (1) イ・チェ Chol「文献科学と文献史の役割：図書館学の学名と司書の職名改称を望む」『図書館』国立中央図書館, 26巻5号, 1971.5.
- (2) チョン・ピルモ「学問名称としての‘文献科学’に対する再考」『図協月報』13巻9号, 1972.9.
- (3) イ・チェ Chol「文献情報学の学名に対する考察」『情報管理学会誌』7巻2号, 1990.

＊ 『図書館史研究』第7号のご案内

本会機関誌『図書館史研究』第7号が、8月末、編集委員の方々のご努力で刊行されました。定価 1,350円のところ、会員に限り 1,240円（本体価格 1,030円＋送料 210円）で購入することができます。内容については、同封のチラシを参照。払い込み用紙を同封しておきました。代金が振り込まれ次第、出版元の日外アソシエーツ(株)から直送されます。

なお、この年度末に刊行予定の『図書館史研究』第8号については、すでにA会員（機関誌代を含む 2,000円）として会費を払い込まれた方には、刊行され次第お送り申しあげます。

なお、『図書館史研究』のバックナンバーの購入ご希望の方は下表をご覧ください。7号とあわせてお申し込み下さい。そのとき、別に送料として、1冊の場合 210円、2冊の場合 260円、3冊以上は 310円 を加算願います。

	定 価	会員価格		定 価	会員価格
第1号	1,339円	1,030円	第5号	1,339円	1,030円
第2号	1,339円	1,030円	第6号	1,450円	1,100円
第3号	1,545円	1,236円	第7号	1,350円	1,030円
第4号	1,854円	1,133円			

* 事務局より

8月31日、9月1日の両日、京都は嵐山において、第9回図書館史を考えるセミナーが開催され、本研究会会員を中心に55名の参加をみました。その成果については、ニューズレターの次号に紹介したいと思います。なお、石井敬三氏をはじめ関係者のご努力により、予定より諸経費が安くあがり、¥24,200が浮きました。そのお金は、参加者の承認を得て、本研究会の口座に繰り込みました。

このセミナーでもご報告しましたが、省令科目の見直しに際し、「図書館史」を残すようにという要望書に関し、会員を中心として150名を越える署名を頂きました。6月7日付で文部大臣宛、提出いたしました。

上記セミナー終了後、運営委員会を開いた場で、①『図書館史研究』第8号について、②本研究会創立10周年（来年）を記念するセミナー等のイベントについてなどが話しあわれました。そのなかで、本研究会活動の中心にいられる石井敦先生がやがて勤務されている東洋大学を退職される（古稀？）こともあり、会をあげて論文集でも捧げることにしては、ということが真剣に検討されました。事務局としては、その方向で進めたいと思っています。

今後の本研究会の活動についても、会員諸氏のご意見をお寄せください。

‡ 新入会員

‡ 異動

‡ 訃報

本会会員 穴戸素子さんが、5月13日、病気のため逝去されました。衷心よりおくやみ申し上げます。

* 過日、ニューズレター編集子宛、『相模女子大学図書館学教育 30周年記念誌』が送られてまいりました。高橋和子氏の「相模女子大学図書館学教育30年の歩み」は当該大学の司書・司書教諭課程の30年の軌跡を詳細に伝えています。その他、これまでの関係教員、卒業生のひとことも掲載され、興味深く拝見しました。

* 浪江虔会員より「わが図書館の50年」(『町田地方史研究第6号』抜刷)、福岡県立図書館より「福岡県立図書館報24号」が事務局あて送られてきました。